

事業主各位

福岡県福岡労働者支援事務所長

令和 7 年度福岡県勤労者知事表彰候補者の推薦について（依頼）

初夏の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、労働福祉の増進に向け格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では勤労を尊重し、企業活力の向上及び勤労者の福祉の増進に資することを目的として、県内の事業所で長年にわたり職務に精励し、他の模範として推奨すべき顕著な業績のあった方に対し、知事表彰を実施しております。

つきましては、御多忙中お手数をおかけいたしますが、該当する方が貴社におられましたら、下記により御推薦いただきますようお願いいたします。

記

1 推薦書提出先及び提出期限

所属の商工会が定める日までに所属商工会へ提出してください。

2 提出方法及び書類

下記の書類を電子データにより提出してください。

なお、各様式の電子データが必要な場合は、下記問い合わせ先に御連絡ください。

- ・ 福岡県勤労者知事表彰推薦書（別紙様式） ※押印は不要です。
- ・ 履歴書（別紙様式）
- ・ 功績調書（別紙様式）
- ・ 実績を証明又は説明する書類

3 候補者の推薦について

- （1）別添の「福岡県勤労者知事表彰要領」により推薦してください。
- （2）別紙＜書類作成上の留意事項＞により令和 7 年 11 月 1 日時点の内容で作成してください。
- （3）推薦する件数は、1 事業所（企業）1 件です。

4 推薦書提出に当たっての留意事項

当所からの問い合わせ先を把握するため、推薦に関する事務の担当者名、連絡部署、電話・ファックス番号、電子メールアドレスを記入した送付状を添付してください。

【問い合わせ先】

福岡県福岡労働者支援事務所 伊東

〒810-0042 福岡市中央区赤坂 1-8-8

福岡県福岡西総合庁舎 5 階

TEL : 092-735-6150 FAX : 092-712-0497

E-mail : itou-e4281@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県勤労者知事表彰要領

(目 的)

第1条 この要領は、福岡県内の事業所に勤務する勤労者で、長年にわたり職務に精励し、顕著な業績をあげ、他の模範となる者を表彰するため必要な事項を定めることにより、勤労を尊重し、もって企業活力の向上及び勤労者の福祉の増進に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象となる勤労者は、一般私企業の事務所に勤務する者とし、事業主が推薦した勤労者のうちから知事が審査の上決定する。ただし、次の各号の1に該当する者は除く。

- (1) 取締役、監査役及びその他の役員
- (2) 過去において当表彰を受けた者

(表彰の基準)

第3条 この要領による表彰を受けることができる者は、年齢50歳以上の者で、原則として同一事業所に30年以上勤続し、かつ、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 発明・発見及び創意工夫により、生産能率の向上等に顕著な功績をあげた者
- (2) 産業災害の発生を未然に防止し、又は災害発生の際、被害を最小限に食い止め、重要な施設・資材を保全した者
- (3) その他労働福祉・労務管理の改善等に顕著な功績をあげた者

(候補者の推薦)

第4条 事業主は、前条の規定により表彰するにふさわしい者がいるときは、別紙様式による推薦書を所管の労働者支援事務所を経由して、指定された期日までに知事に提出するものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は表彰状により知事が行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年1回「勤労感謝の日」を記念して行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成10年8月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月5日から施行する。